

★ 復興特別所得税の徴収について

平成23年12月2日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（「復興財源確保法」）が公布され復興特別税（復興特別所得税及び復興特別法人税）が創設されました。平成24年4月1日から既に施行されている復興特別法人税につづき、もう一つの復興特別税である復興特別所得税が平成25年1月1日より施行となります。

これにより所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

このため、給与等については平成25年分以後の源泉徴収税額表が変更され、この税額表に基づき、所得税と復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付することとなります。なお、年末調整についても、所得税と復興特別所得税の合計額で行うこととなっています。



◇復興特別所得税の概要

期 間	<u>平成25年1月1日 ～ 平成49年12月31日まで</u>
源泉徴収義務者	所得税の源泉徴収義務者
源泉徴収の対象	所得税を源泉徴収することとされている支払 ※租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合には、復興特別所得税は課されません。
納付方法	所得税と併せて、合計額を1枚の所得税徴収高計算書（納付書）により納付
復興特別所得税の額	<u>源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額</u> 給与等については、平成25年分以後の源泉徴収税額表に基づき算出 ※平成25年分以後の源泉徴収税額表には復興特別所得税が含まれています。
年末調整	所得税及び復興特別所得税の合計額により行います。 なお、年調年税額は、算出所得税額から住宅借入金等特別控除額を控除した後の税額に102.1%を乗じた金額となります。

※復興財源確保法

東日本大震災の復興財源となる「復興国債（復興債）」の発行と、その償還のための臨時増税の実施などを盛り込んだ法律。「復興債」の償還財源に充てる25年間の所得増税が柱となっており、「復興特別所得税」として平成25年1月から25年間、税額を2.1%上乘せする。また、法人税の実効税率をいったん5%引き下げた上で、3年間は税額を10%上積み。この他、個人住民税の均等割の標準税率について平成26年から平成35年までの10年間、都道府県民税と市町村民税にそれぞれ500円を加算し合計1,000円の均等割額が引き上げられる。

★ 厚生年金基金制度が廃止に！？

厚生労働省は、9月27日、AIJ投資顧問（東京）による年金消失問題を受け、企業年金の一つである厚生年金基金制度を廃止する方針を固め、来年の通常国会に厚生年金保険法の改正案を提出する予定となっています。廃止の時期は、積み立て不足の問題の解決や他の企業年金制度への移行準備などが必要なため、10年程度先になるとみられます。厚生労働省は、加入者自らが運用を行う「確定拠出年金」などへの移行を促す方針ですが、巨額の積み立て不足を抱える財政難の厚生年金基金の中には、解散を余儀なくされるところも出てくるでしょう。

基金廃止の改革案には、財政難の基金への対策として、基金の解散時に国に返還しなければならない積立金の減額を盛り込む見通しです。複数の企業が加入する基金について、解散時の国への積立金返還に関し連帯責任を負う仕組みもなくす方向のようです。

厚生年金基金制度は、企業年金だけでなく、公的年金である厚生年金の一部も国に代わって運用するのが特徴で、高金利や株高の時代は収益を伸ばしていましたが、超低金利や株価低迷の長期化で財政が悪化する基金が相次いでいます。厚生労働省によると、約570ある厚生年金基金の半数で、企業年金部分の積立金が底を突くとともに、代行部分も積み立て不足となる「代行割れ」に陥っているようです。運用環境の改善が見込めない中、投資の失敗などによる「さらなる財政悪化を防ぐ」ため、制度廃止はやむを得ないと判断したようです。



★ 厚生年金基金制度とは、老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（代行部分）とともに、企業の実情に応じて独自の上乗せ給付を行う（プラスアルファ部分）年金制度のことです。厚生年金基金制度は、従業員により手厚い老後保障を行うことを目的として、昭和41年に発足しました。その後、生活水準の向上や経済・投資環境の変化などを踏まえ、制度の充実・改善が図られてきましたが、昨今の不況のあおりを受けて、財政悪化を招いた基金が急増しました。基金の特徴としては、厚生年金保険法により設立を認められた「特別法人」であり、公法上の特別の権能が与えられ、また、国の特別の監督規制を受けるといった性格をもっています。そのため、事業主が負担する掛金は全額損金として扱われ、加入員が負担する掛金は社会保険料控除の対象となるなど、公的年金と同様の税制上の優遇措置が認められていますが、積立水準が著しく低い厚生年金基金に対しては、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画（健全化計画）を作成させ、この計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図るなどの措置も行われております。

ご意見・ご質問などは、お気軽にお問い合わせください。次号は11月30日にご送信いたします。（石田久男）

発行元：石田労務管理事務所

発行人：石田久男

発行日：月1回＋不定期



〒107-0062東京都港区南青山2-4-4フォンテル青山ビル4F

[電話]03-5410-0789 [FAX] 03-5410-0790

<http://www.ishidalm.com/index.html>